

1. はじめに

平成 19 年 4 月、特別支援教育^{*1}が学校教育法に位置づけられ、障害のあるすべての児童・生徒に対する教育のより一層の充実が図られることとなった。「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（H17.12.8 中央教育審議会答申）の第 2 章「特別支援教育の理念と基本的な考え方」の中では、次のようなことが明確に示されている。「LD^{*2}、ADHD^{*3}、高機能自閉症^{*4}等（発達障害^{*5}等）の状態を示す幼児・児童・生徒については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握し、それに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず、当該学校における幼児・児童・生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも資するものと言える。特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられることなどから、積極的な意義を有するものである。」

また、文部科学省の調査（平成 14 年）では、特別な支援を要する児童・生徒が通常の学級に 6.3%在籍しているという結果であった。その後 10 年を経過した調査（平成 24 年実施）においても、6.5%という結果となっており、40 人学級で 1 クラス 2～3 人が在籍しているという内容が改めて示された。ただし、数字だけが、一人歩きしてしまうことのないよう留意し、現状の改善に活かしていけるよう調査内容を分析的にとらえていく必要もある。一方、この調査結果を待つまでもなく小・中学校の教育現場からは、様々な要因が錯綜した困難な事例の増加も明らかになっており、個別の教育支援の必要性はますます高まっていると言える。

そこで、西東京市特別支援教育検討委員会では、これらの状況について教育全体の課題として受け止めて検討し、市としての方向性を見出していく必要があるとの認識のもと、これらの課題を整理・検証して、西東京市の特別支援教育の仕組みと内容・方法を考えるとともに、「（仮称）西東京市特別支援教育推進計画」へと繋げていくことを平成 24 年度の目的とした。本報告書は、平成 24 年度における本検討委員会のこれまでの取組と検証及び検討結果をまとめたものである。なお、「（仮称）西東京市特別支援教育推進計画」は、平成 26 年度からの「西東京市第二次総合計画^{*6}」及び次期「西東京市教育計画^{*7}」に反映するための西東京市の特別支援教育の方向性を示す基本的な計画となるものである。

※ 文中の※印の用語解説は、本文末の P16～18 に記載。

2. 特別支援教育に関わる国、東京都、西東京市の動向

(1) 国の動向

平成 17 年 12 月、中央教育審議会^{*8} 答申（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」）により、「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向性が示された。これに基づき国は、平成 18 年 6 月に「学校教育法」の一部改正を行い、平成 19 年度を節目として、従来の障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行

う『特別支援教育』への転換を図っている。

その後、文部科学省は、政府の障害者制度改革の動きにより中央教育審議会に平成 22 年 7 月「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の形成に向け、①インクルーシブ教育システム^{※9}構築に向けての特別支援教育の方向性について、②就学相談^{※10}・就学先決定の在り方について、③インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について、④教職員の確保及び専門性向上のための方策について、等を論点として検討を進めている。

(2) 東京都の動向

東京都では、国の動向を踏まえて、社会的自立を図る力、地域の一員として生きていく力を育て、共生社会^{※11}の実現に貢献するために、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が大切であるとの認識を明確にして取り組んできた。具体的には東京都特別支援教育推進計画第一次（平成 16 年度～19 年度）及び第二次（平成 20 年度～22 年度）実施計画を策定し、特別支援教育体制の整備や個に応じた教育内容の充実を図ってきた。その中で、平成 19 年 3 月特別支援教育推進のためのガイドライン「東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】」を作成し方向性を示した。その後、平成 22 年 11 月「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画～すべての学校における特別支援教育の推進を目指して～」(3年延長して平成 23 年度～平成 28 年度)を策定し、特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにした。区市町村における特別支援教育推進体制の整備については、次のとおりに提起されている。

なお、新たに示された特別支援教室については、平成 24 年度からモデル事業が実施されているところである。

- | |
|--|
| <p>I 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対して</p> <ol style="list-style-type: none">1. 新たな特別支援教育推進体制（重層的な支援体制）整備の基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置・自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の計画的な配置・「重層的な支援体制」の確立
(通常の学級、特別支援教室、通級指導学級および固定学級の役割分担の明確化)
⇒発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学の一層の推進を図る2. 特別支援教室、通級指導学級、固定学級それぞれの機能<ol style="list-style-type: none">①特別支援教室<ul style="list-style-type: none">・通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の一部または全部を担う機能・在籍学級におおむね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能・通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能②通級指導学級
特別支援教室への、巡回指導・相談の拠点校としての機能と小集団指導を行う拠点校としての機能③固定学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）
通級による指導では学習又は生活上の困難を改善・克服することが難しいと思われる児童・生徒に対する教育的支援 |
|--|

3. 在籍校・在籍学級及び区市町村教育委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・知的な遅れのない発達障害の児童・生徒の在籍学級・在籍校における指導体制や指導内容・方法の工夫や改善 ・「重層的な支援体制」を十分機能させていくために、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、特別支援学級の適正規模の配置や教員及び学校の専門性の向上に努める必要がある。
4. 特別支援教室モデル事業（小学校で3か年計画）の実施
II 特別支援学級の指導内容・方法の充実
<p>学級数・在籍者の増加傾向、指導力のある教員の減少、教員の専門性の向上は極めて緊急性の高い課題。具体的な支援方策を検討する必要がある。</p> <p>⇒自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程、情緒障害等通級指導学級の教育課程、知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実、交流及び共同学習の推進</p>
III 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援
<p>個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、進級進学にあたっての意向支援の機能強化（福祉部局との連携）</p> <p>国の動向を注視しながらも、適切な就学の更なる推進に向けて、市町村への支援策を講じる。</p>

(3) 西東京市の動向

国、東京都の動向を踏まえて、西東京市教育委員会では、平成18年9月に「西東京市特別支援教育庁内検討委員会」を設置し、西東京市の特別支援教育の方向性をおさえるとともに、施策の体系のまとめ・枠組みを構築した。

また、平成21年4月には「西東京市特別支援教育検討部会」を設置し、個別の教育支援計画作成の推進、特別支援教育コーディネーター^{*12}による校内連携の充実、教育委員会などによるサポート機能の有効活用を示した「西東京市における特別支援教育～現状・課題と今後の取り組み～」(平成22年3月)を作成し、西東京市の特別支援教育の基本的な考え方及び具体的取組の方向性について示した。さらに、平成22年4月の組織改正により教育支援課を新設し、その後、平成22年8月には「西東京市特別支援教育検討委員会」を設置し、西東京市の特別支援教育に関する取組の検証等を行ってきた。今までの検討の流れと計画等の流れを以下に記載する。

① 教育委員会の流れ

年月	設置組織	策定施策	実施内容
平成18年9月	「西東京市特別支援教育庁内検討委員会」設置		
		「西東京市における特別支援教育の実施について」H19.3	<p>西東京市の特別支援教育の方向性、施策の体系等のまとめ、枠組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導計画の作成 ・校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーター研修の開催 ・中学校通級の開設 ・学校支援アドバイザーの派遣 ・専門家チーム設置 ・指導補助員の導入

年 月	設置組織	策定施策	実施内容
平成 21 年 4 月	「西東京市特別支援教育検討部会」設置		
	西東京市における特別支援教育 ～現状・課題と今後の取り組み～ H22.3		<ul style="list-style-type: none"> 一貫性のある継続的な教育 学校（教員）の組織的対応と一層の資質向上 教育委員会による支援体制を整備
平成 22 年 4 月	教育支援課設置		
平成 22 年 8 月	「西東京市特別支援教育検討委員会」設置		
	現状把握と課題検討 作業部会の設置について検討		<ul style="list-style-type: none"> 個に応じた教育支援の充実 増設を含めた固定制の特別支援学級の在り方などについての課題整理と内容の検討 固定制の特別支援学級の児童・生徒の急増に伴う、増設の必要性
平成 24 年 4 月	「西東京市特別支援教育検討委員会作業部会」開始		

② 計画の流れ

年月	策定計画	記載項目
平成 21 年 4 月	総合計画（H21～H25） （後期基本計画）	創 2-3 学校教育の充実 「一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします」 創 2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り組みます 「個に応じた多様な教育の展開」
	教育計画（H21～H25）	2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて (5) 特別支援教育の充実を図ります ① ニーズに応じた多様な教育の展開 ② 特別支援学級の整備

3. 特別支援教育検討委員会

(1) 設置目的

西東京市教育委員会では、西東京市における特別支援教育は「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」という特別支援教育の理念を受け、特別支援教育事業の進捗状況の確認や今後の取組に関する検討を行うことを目的とし平成 22 年 8 月に「西東京市特別支援教育検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

この間、検討委員会では、特別支援教育に関する事業の実施成果と課題を確認し、専門家チーム会議等から意見をいただきながら、西東京市の特別支援教育に関する今後の施策について検討を行ってきた。検討委員会の所掌事項として、特別支援教育に関する

以下の事項について検討することとなっている。

(2) 作業部会の設置（特別支援教育検討委員会の下部組織）

検討委員会では、個に応じた教育の充実、及び増設を含めた固定制の特別支援学級の在り方などについての課題整理と内容の検討を行うため、以下3つの作業部会を設置した。

『プロジェクトA 作業部会』

通常の学級における、個に応じた教育の充実のため、担任個人や学校独自だけでなく、市教育委員会が学校を支援していく仕組の検討とあわせて、個別の教育支援計画等の様式を市内全校で統一した場合の統一様式案の検討を行う。

『プロジェクトB 作業部会』

自閉症教育の考え方を整理して、固定制の特別支援学級の在り方を検討する。

『プロジェクトb 作業部会』

市内の学校に設置されている固定制の特別支援学級の現状や在籍児童・生徒の増加等の状況を検証し、喫緊の課題である固定制の特別支援学級の増設について検討する。

(3) 作業部会における検討課題の検証

① A作業部会

ア 統一様式（教育支援ツール）と市教育委員会専門家派遣^{*13}の必要性

通常の学級においては、いわゆる「発達障害」に見られるように、児童・生徒の障害のあるなしで線を引くことが難しい。さらに、心理的要因から問題につながっている場合もある。これらの多様な問題に対して支援を充実させていくには、まず第一に、問題の所在を的確に把握することが必要である。そのためには、学校での指導を進めていく中での教員による「気づき」が重要であり、家庭や、ここまでの支援機関の支援・指導からもたらされる情報を、引き継ぐことも大きな意味を持つことになる。そして、それらの情報を整理し、学校が組織として、その情報を共有することが児童・生徒への支援の充実のためには欠かせない。そして、情報が整理され、分析されて対応策の方針が立てられ、具体的な支援が円滑に展開されて、PDCAサイクル^{*14}にのっとった支援が発展継続していくことが必要である。

東京都教育委員会では、「特別支援教室^{*15}」の構想を打ち出しており、現在、モデル事業を平成24年度から実施している状況であるが、これらの動向も踏まえつつ、これを西東京市で実現していくには、上記支援の考え方に沿って、校内支援体制を充実させていかなければならず、さらに、学校単位の問題でなく、教育委員会全体で対応していくシステムの構築が必要である。

以上を踏まえ、個に応じた支援の流れをまとめたものが、次ページの図1である。A作業部会では、各学校で統一の様式（教育支援ツール）を使って把握や検討を進め、教育委員会が組織的にそれを支援する仕組が作られることを目指し検討を行ってきている。（巻末〈資料集〉の〈資料5〉平成24年度特別支援教育検討委員会作業部会経過を参照）

その特徴としては、以下4点が挙げられる。（次ページに記述）

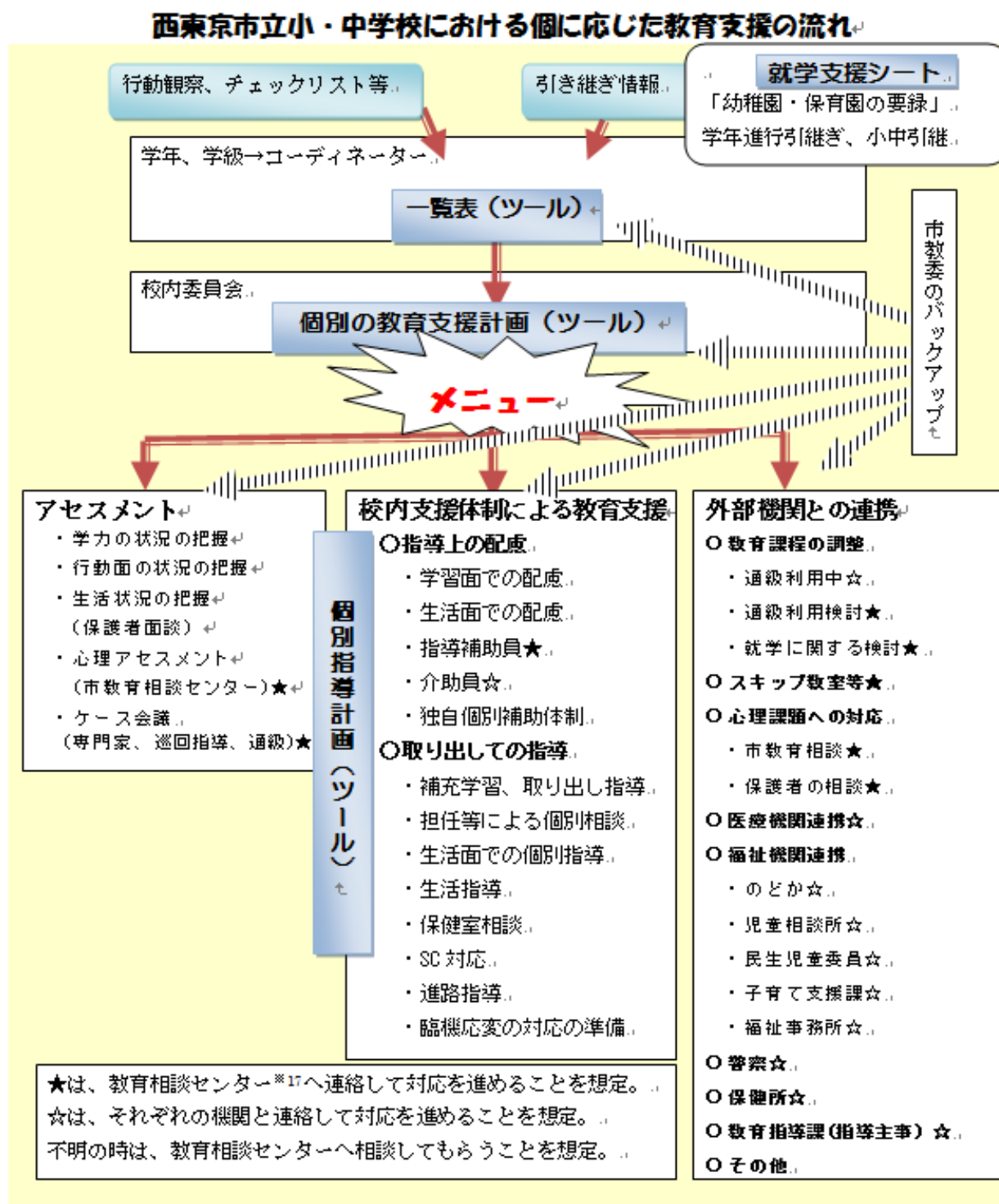
- (ア) 連携の視点を入れた広い枠組みの教育支援メニュー
- (イ) アセスメント^{*16}の重要性
- (ウ) メニュー選択方式

(エ) 校内支援の充実

(ア) 連携の視点を入れた広い枠組みの教育支援メニュー

学齢期にあっては、学校が中心的な立場で支援を進めていかなければならないが、学校の中だけでは解決できない問題のケースも少なくない。また、学校で対応する内容についても、教育委員会の支援のもと、様々な人的資源を導入していく必要があり、それらを総合的に計画できるメニューを考えていく必要がある。

図1



(イ) アセスメントの重要性

支援メニューは3つの分類に分けられる。最初の分類の一つ目に、アセスメントを入れている。その理由として、子どもの引継ぎ情報や、学校での気づきから、支援の必要性がクローズアップされ、その後の取組が始まるときの第一歩として、情報の整理、必要な情報の入手、問題の本質に関する見立て、支援の方針の確立を確実に行っていくためである。

以上のことは、毎年繰り返されるものではなく、一人の子どもが取り上げられるときの初めになされることで、翌年からは、初めの年の内容の修正で進められるべきものであり「個別の教育支援計画^{*18}」「個別指導計画^{*19}」がこれにあたる。きちんとしたアセスメントに基づき、長期的な展望を持った支援の確立を目指していく必要がある。

(ウ) メニュー選択方式

特別支援教育を推進するに当たり、その統一様式（教育支援ツール）として提案しているのが、「一覧表」と「個別の教育支援計画」の作成である。出発点として、気になる児童・生徒について観点別に実態を整理して「一覧表」を作成する。具体的な対応策を考える第一歩は、「個別の教育支援計画」の書式を通じて行うことになる。「一覧表」で把握された実態に基づき、支援メニューから、考えられる対応策を選ぶことからスタートする。支援メニューの中から、取組めるであろうと想定されるものを選ぶことにより、支援に関する検討をスムーズにスタートさせるのがこの方式の特徴となる。

(エ) 校内支援の充実

学校としての取組の根本は、支援メニューの「校内支援体制による教育支援」に示されたものである。この支援メニュー案は、今後十分に検討を要するものであり、その内容については、各学校での実践の展開に大きく期待したい。子どもの実態を的確にとらえ、具体的取組を確実にいき、継続発展させていくための統一様式（教育支援ツール）として、「個別指導計画」を用いることになる。

文部科学省（旧文部省）の調査研究協力者会議が「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」を報告したのが平成13年、そして平成19年は特別支援教育元年と言われ、様々な施策が具体化された。そこから6年目に至っており、学校や教員個人など様々なレベルで研修が積みれ、実践が展開されている。しかし、それらが、個に対応した教育としてすべての学校や学級、教員一人一人に浸透しているかといえ、まだまだ不十分な段階だと言えよう。授業のユニバーサルデザインの発想は、授業改善の基本的視点であるし、教員個々の授業力向上の基礎となるであろう。また、通常の学級においては、「補習」「補充教室」「学習教室」など、授業外に、学力向上の取組が行われてきた。さらに、少人数指導、習熟度別指導など指導の工夫も色々と取り組まれてきている。そうした内容と、個別のニーズという視点を組み合わせる展開していくことは、現実味のあることだと言える。今後、東京都教育委員会による「特別支援教室」構想を具体化していく場合においても、このテーマに関する実践研究は重要な役割を持つことになると思う。

イ 統一様式（教育支援ツール）と市教育委員会専門家派遣^{※13}の実際

(ア) 統一様式（教育支援ツール）の実際 資料6～8参照

統一様式（教育支援ツール）について解りやすくマニュアルを整理して、学校で活用できるように整え、平成 25 年度にはこれを試行する予定である。

(イ) 市教育委員会専門家派遣の実際

6頁の図1に、個に応じた支援の流れが示されているが、各々の段階において、市教育委員会によるバックアップを想定している。具体的には教育支援アドバイザー、巡回相談担当員による校内委員会への助言などである。平成 25 年度にはこれについても試行を予定している。

ウ 研究開発の必要性

A作業部会の取組と並行して、特別支援教育の課題について、学校の研究活動として取り上げ、その成果を市内全校へ広げ、校内支援の充実に向けて機運を高めていくことが必要である。また、授業外の活動については、新たな可能性を追求する試験的な取組に挑戦することも含め、研究開発が行われることを期待している。

具体的には、教育研究奨励事業のなかで、こうしたテーマでの研究指定が行われ、検討委員会作業部会での成果も取り込みながら、研究を進めていくことが必要である。

② B作業部会

ア 発達障害に対する教育の問題及び背景

(ア) 発達障害に対する教育への注目

特殊教育から特別支援教育への転換、発達障害者支援法などに基づく様々な施策も進められ、発達障害に対する教育に注目が寄せられている。東京都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画のなかで、知的な遅れのない自閉症・情緒障害のための固定制学級^{※20}、特別支援教室、その拠点となる通級の3層構造による発達障害への教育を進めるという構想を提案した。

(イ) 情緒障害教育に関する変遷と現状

東京都で初めて「情緒障害学級」がスタートした時、それは、自閉症への対応を意図したものであった。自閉症が、その初期に母子関係の障害によって引き起こされる重い情緒障害と捉えられていたことを反映していた。その後、自閉症は脳の器質的原因によるものとする考え方に変わったが、学級の名称は継続的に使用された。国レベルでは、平成 14 年度の段階で、情緒障害者を対象とする特殊学級と通級による指導について、その対象を 1) 自閉症、2) 心理的な要因による選択性緘黙等とした。平成 18 年度には、通級による指導の対象を、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、自閉症者、情緒障害者とし、さらに平成 21 年度には、情緒障害の特別支援学級^{※21}における障害種を明確化するとして、「情緒障害者」を「自閉症・情緒障害者」と改めた。このように「情緒障害」という用語は、その示すものが時代とともに変化してきたと言える。

ここ数年、通級や、通常の学級での指導において、課題として浮上している点としては、親子関係や家庭環境など環境の要因に遡って原因が考えられるケースの増加である。落ち着きがない、指導にのれないなどのほか、言動にも問題が大きく、教室での適応が難しくなっていたり、学習面での落ち込みが大きくなっていたりして、個別の支援の二

ーズの高いケースである。医療、心理、家庭支援など様々な領域からの支援が必要なことも多いが、「情緒障害教育」という枠組みで支援につながり、現状を支えているという現実がある。

(ウ) 西東京市の状況

西東京市では、昭和 40 年代の養護学校義務化以前である昭和 30 年代後半（旧田無町、旧保谷町時代）から、知的障害学級のほか情緒障害学級を設け、障害のある児童・生徒を幅広く受けとめ、その後、状況に応じて教育実践を展開し現在に至っている。

現在は、発達障害に関する学齢期の支援として、1) 固定制の特別支援学級（知的・情緒）、2) 情緒障害等通級指導学級^{*22}、3) 通常の学級における支援があり、教育相談、適応指導教室なども大きく関連した取組を行っている。

固定制の特別支援学級への就学や転学及び通級の利用に際しては、就学支援委員会及び通級入級委員会がそれぞれ開かれ、個別のケースについての検討がなされ判断されている。しかし、数十年にわたる実践の積み重ねの上に立って取組まれている教育実践内容が、次々と変更されてきた制度にかなったものになっているか、あるいは、最新の実情にこたえるものになっているか、全体的な視点から見直すことが必要になってきている。

また、市内の各固定制の特別支援学級は、児童・生徒数の増加が続き、学級数が増加したことにより、施設的には大変厳しい状態が続いている。これらの喫緊の課題については、b 作業部会において、別途検討することとした。

イ B 作業部会の課題と固定制の特別支援学級の今後の在り方について

B 作業部会では、国、東京都、西東京市の現状を捉え、発達障害に対する教育の在るべき姿の検証・検討を進めると同時に、並行して関係者への研修と研究も行ってきた。（巻末〈資料集〉の（資料 5）平成 24 年度特別支援教育検討委員会作業部会経過を参照）今後、以下のポイントについて検討を重ね方向性を示していく必要がある。

- ・ 「自閉症」に対する教育の在り方
- ・ 「情緒障害」に対する教育の在り方
- ・ 「知的障害」に対する教育の在り方
- ・ 固定制の特別支援学級、通級、特別支援教室、校内支援、適応指導教室、教育相談のそれぞれの特性、現状の長所・短所を踏まえた、新たな役割分担の在り方。それらを運用していくにあたっての連携や充実に向けての取組の在り方
- ・ 関係教職員の専門性の確保、研修の在り方

③ b 作業部会

ア 固定制の特別支援学級不足の問題の背景

前述のとおり文部科学省の調査（平成 24 年）では、特別な支援を要する子どもが通常の学級に 6.5%在籍しているという結果であった。以前に東京都教育委員会が実施した調査（平成 15 年）では、都内の公立小・中学校には、特別な支援を必要とする児童・生徒が 4.4%在籍しているとの結果を得ていた。その後の東京都教育委員会の推計によると、都内全体の児童・生徒数は平成 24 年度をピークに平成 27 年度まで緩やかに減じていくと推計している。一方、障害のある児童・生徒は、平成 24 年度現在まで推計

を上回る増加を続け、その後も増加すると推計している。こうした特別な支援が必要な児童・生徒の増加の背景には、特別支援学級等の教育内容・方法に関する理解の進展や特別支援教育推進計画の取組に対する積極的な評価、特別支援教育への移行といった社会の動向変化などにより、障害のある児童・生徒に対する専門的な教育への期待やニーズの一層の高まりがあるものと考えられる。

イ 現状の設置状況

東京都教育委員会の第三次実施計画の策定に際し推計された児童・生徒数の結果を西東京市に当てはめてみると、小・中学校とも固定制の特別支援学級が平成 24 年度現在から平成 32 年度までに次ページの【表 1】の通り増加を継続していくこと、また通級に関しては、11 学級から 17 学級までに増加することが推計できる。固定制の特別支援学級の設置校は一部の地域に偏っているため、今後、現在の設置校以外で新設条件について検討を行い、増設していくことが必要と考えられる。

【表 1】障害のある児童・生徒数の将来推計(人) (市学級数は、都の増比率から四捨五入) 平成 24 年 10 月 1 日現在

		種 別	平成 16 年度	平成 21 年度 (16 年度比)	平成 24 年度 西東京市現在	平成 27 年度 (16 年度比)	平成 32 年度 (16 年度比)
小・中学校	特別支援学級 固定制	東京都内 (知的障害)	4,855	7,140 (47%増)	—	8,582 (77%増)	8,942 (84%増)
		西東京市内 (情緒障害含む)	80	116 (45%増)	167 (109%増)	167 以上	167 以上
		学級数	15	18	25		
	通級制	東京都内 (情緒障害等)	1,831	4,647 (154%増)	—	8,017 (338%増)	8,804 (379%増)
		西東京市内 (情緒障害等)	34	65 (91%増)	86 (153%増)	115 (338%増)	129 (379%増)
		学級数	4	9	11	15	17

【表 2-1】西東京市の(小学校)固定制の特別支援学級の現状(平成 24 年度) 平成 24 年 10 月 1 日現在

区 分	児童数 (全学年)	学級数	現 況
田無小学校(知的障害)	23	3	田無小学校、中原小学校ともに知的・情緒障害学級を合わせて 7 学級ずつとなり、教室が不足している。(プレイルームを改修したため全体活動が行いにくい状況になっている)
中原小学校(知的障害)	20	3	
東小学校(知的障害)	14	2	
知的障害学級児童数・学級数合計	57	8	
田無小学校(情緒障害)	26	4	東小学校に情緒障害学級がないため学区域が分かりにくく、不便を感じると共に居住地と離れていて地域活動と連携しにくい。
中原小学校(情緒障害)	26	4	
情緒障害学級児童数・学級数合計	52	8	
固定制学級児童数・学級数総計	109	16	

【表 2-2】西東京市の（中学校）固定制の特別支援学級の現状（平成 24 年度） 平成 24 年 10 月 1 日現在

区 分	生徒数 (全学年)	学級数	現 況
田無第一中学校（知的障害）	13	2	田無第一中学校、保谷中学校ともに近年の学級増に伴い、余裕教室はなくなり、教室が不足している。設置校が市内に 2 校しかないため、通学に不便な状況がある。
保谷中学校（知的障害）	17	3	
知的障害学級生徒数・学級数合計	30	5	
田無第一中学校（情緒障害）	13	2	
保谷中学校（情緒障害）	15	2	
情緒障害学級生徒数・学級数合計	28	4	
固定制学級生徒数・学級数総計	58	9	

ウ 西東京市における背景及び検討事項

東京都教育委員会が推計した都内の障害のある児童・生徒数の増加率は、平成 32 年度までに平成 16 年度との比較で 84%の増であるが、西東京市の障害のある児童・生徒数（固定制の特別支援学級在籍数）は平成 24 年度の時点で平成 16 年度との比較で 109%の増で、東京都の推計を上回る増加率で推移してきた。このことは、児童・生徒を取り巻く社会情勢の変化と西東京市における市民の特別支援教育に対する理解と評価が変化してきたことが一要因として考えられる。今後も、市内の対象児童・生徒数は、東京都の増推移に比例して増加することが想定されるため、適切な教育環境を整える必要がある。また、西東京市の固定制の特別支援学級の状況は、少数校集中型になっており、前ページの【表 2-1】、【表 2-2】のとおり、特に小学校においては、田無小学校・中原小学校に固定制の特別支援学級が、それぞれ 7 学級となっている。中学校は近年の対象生徒の増加が顕著で、教室や活動スペースの不足が懸念されている。以上のことから、適切な学級規模や通学区域を考えると、現設置校以外に固定制の特別支援学級を新設することが必要であると考えられる。

エ b 作業部会の検討内容

(ア) 固定制の特別支援学級の現状と問題点

現状の固定制の特別支援学級は、小学校 3 校、中学校 2 校に設置されているが、平成 24 年度では、田無小学校及び中原小学校では学級数が 7 学級、中学校では田無第一中学校が 4 学級、保谷中学校が 5 学級となっている状況等を踏まえ、b 作業部会では、学校現場等への調査や意見交換等も参考にしながら、保護者の特別支援教育への理解と期待も念頭に置き、固定制の特別支援学級の新たな開設の必要性について、多角的に検討を行った。現在の設置校には空き教室がないため、学級数を増やすことも困難な状況にある。また、設置校の配置状況を見ると、小学校では市内南側の地域に、中学校では市内北側の地域に設置校がない状況にある。さらに東小学校の固定制の特別支援学級は、知的障害学級のみとなっており、情緒障害学級は設置されていない状況にある。以上の現状及び問題点に留意しつつ、以下について検討を行った。

(イ) 固定制の特別支援学級の増設に向けた検討

上記の問題の解消に向けて下記の視点により増設の検討を行った。

- ・ 市内全体の固定制の特別支援学級設置校の配置的バランス

- 学校の空き教室（余裕教室）の状況
- 改修経費の総額
（設置候補校）小学校：柳沢小学校・保谷第二小学校（知的・情緒）、東小学校（情緒）
中学校：青嵐中学校・ひばりが丘中学校（知的・情緒）

オ b 作業部会による考察結果及び検討委員会の検討結果

b 作業部会では、上記の特別支援教育の取組の背景や西東京市の固定制の特別支援学級の現状を踏まえ検討された結果として、以下の方向性が検討委員会へ報告された。検討委員会ではb 作業部会から報告された方向性を確認するとともに、すみやかに固定制の特別支援学級を新設していく必要があるとの方向性を確認した。なお、新たな開設は、喫緊の課題であり早期に設置することが望まれるが、開設には一定の準備期間が必要であるため、平成 26 年度の開設が適当であると考ええる。

（新設学校）

- 柳沢小学校（知的・情緒）
- 東小学校（情緒）
- 青嵐中学校（知的・情緒）

カ 固定制の特別支援学級新設に向けての今後の進め方

今後、学級設置について準備を進めていくが、「（仮称）学級開設準備委員会」などの機関を設置し、作業部会における調査結果及び準備作業について引き継いでいく必要がある。

4. 特別支援教育専門家チーム会議からの助言

検討委員会は、平成 25 年 3 月に専門家チーム会議から、固定制の特別支援学級の今後の在り方などについて助言をいただいた。以下のポイントについて、状況を整理して方向性を示していく必要がある。

(1) 統一様式（教育支援ツール）について

教育支援ツールの活用については、校内支援や各関係機関との連携について有効であると考ええる。また、本格的な運用に向けては個人情報管理の視点から規約等も同時に整備していく必要があると考ええる。

(2) 「自閉症教育」、固定制の特別支援学級の今後の在り方について

現在の発達障害に対する教育の在るべき姿を検証し、現行の固定制の特別支援学級の在り方やその教育内容（教育課程も含む）について考える必要がある。

- 「自閉症」に対する教育の在り方
「自閉症」に対する教育の考え方は、「情緒障害」（主に心理的要因による困難）のケースと区別して考える必要がある。「自閉症・情緒障害学級」の在り方について検証していく必要がある。
- 「知的障害」に対する教育の在り方
将来の社会参加や自立に向けた見通しをもち、知的障害学級高等部や知的障害に対する福祉サービスにつながる教育を考え、知的障害に対応した教育課程の充実を図っていく必要がある。

- 「情緒障害」に対する教育の在り方
基本的に、通常の学級の学習・生活でやっていける能力があるが、環境要因、心理的要因等から困難な状況に陥っているケースを考え指導の成果が上がれば、段階的な指導を経て通常の学級に転籍し、通級指導も併せての指導体制に繋げることを考える必要がある。
- 固定制の特別支援学級、通級、特別支援教室、校内支援、適応指導教室、教育相談の連携や充実に向けての取組の在り方についてはそれぞれの役割を明確にする必要がある。

5. 今後の検討課題

検討委員会では、各作業部会で特別支援教育について検証してきた結果及び特別支援教育専門家チーム会議からの助言等を踏まえ、以下の課題について、教育委員会内の各担当部署間で連携をとりながら取組んでいく必要があると考える。

(1) 通常の学級における個に応じた支援の充実

① 統一様式（教育支援ツール）と市教育委員会専門家派遣の運用

市内で統一した様式（P26～28 巻末〈資料集〉の（資料6・7・8）一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画を参照）を作成して平成 25 年度に試行し、平成 26 年度から統一様式（教育支援ツール）の使用開始を目指して準備を進める必要がある。また、モデルプランを提示して教育委員会による支援のための人材確保や配置、組織などを整えることが必要である。さらに、「個別の教育支援計画」や「個別指導計画」などの情報の取扱いや管理に関する整備を行い、小中学校の引継ぎを、より安全かつ効果的に行う工夫が必要となってくる。

② 研修の充実

統一様式（教育支援ツール）の運用にあたっては、事例解説集を中心とした活用マニュアルを作成し、イントラネット、研修会などを活用したり、校内委員会でのOJT、特別支援教育コーディネーター連絡会での情報交換などを充実させる必要がある。また、ケース検討を進めるためのノウハウを充実させていく必要がある。

③ 小学校「特別支援教室構想」に向けての準備と中学通級の展開

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」で示された特別支援教室の在り方についての対応として、東京都教育委員会が平成 24 年度から実施しているモデル事業の結果・検証及びガイドラインの作成状況等の動向を踏まえながら、現行の通級（情緒障害等通級指導学級）3 学級（せせらぎ、そよかぜ、しらうめ）の実践について検証を行い、拠点校体制を含めた特別支援教室への移行も視野に入れた検討と準備をする必要がある。平成 28 年度を目途として、指導内容、施設設備、運営など諸問題についての検討を進めていく必要がある。また、検討にあたっては、統一様式（教育支援ツール）と市教育委員会専門家派遣を活用した、校内支援の充実について留意する。指導補助員、介助員、学習支援員、少人数指導、学生ボランティア等と、通級指導及び特別支援教室を含めた総合的な支援策の実施に向けて検討が必要である。

それに伴い「特別支援教室」「通級」「固定制の特別支援学級」の重層的な支援体制を

整える中では、通級入級委員会や就学支援委員会、また、就学相談等の在り方についての検討も必要となる。

中学校については、支援教室構想は出されていない。しかし、中学通級は開設以来、生徒が増加し続けており、小学校の「支援教室」構想の展開も併せて考えると、その役割の増大は必至である。そうした情勢を、一箇所の通級の生徒増、学級増で受け止めるのには無理があり、中学通級の増設についても検討が急がれる。

④ 学校での指導の充実のための研究推進

各校における教育実践研究を支援して、内容の充実を図る必要がある。

⑤ 教育相談センターの役割についての整理と検討

教育相談センターの役割をさらに充実させて教育相談、適応指導教室^{※23}（スキップ教室）、Nicomo ルーム、市スクールカウンセラー派遣、通級入級相談、就学相談など多くの機能の整理と検討を行う必要がある。

⑥ 学校の教育計画、生活指導など関連する取組との関連強化や調整の前進

統一様式（教育支援ツール）を活用して学校の校内支援体制を充実させて、個の教育的ニーズを把握して対応の一元化を促進する必要がある。

⑦ 言語通級の役割の検討

言語通級（ことばの教室）についても現状を把握し、通級の在り方について検討していく必要がある。

(2) 固定制の特別支援学級、通級の内容の充実と条件整備

① 「自閉症・情緒障害」固定制の特別支援学級の在り方について

情緒障害学級における、自閉症児に対するこれまでの実践の到達点、現状の整理を行い、求められているものは何か、また、あるべき姿は何か等を検討し、西東京市としての自閉症教育の方向性について検討する必要がある。

② 知的障害固定学級の内容の充実

③ 通級の役割の検討

通級の指導内容・形態、学級配置などについて検討していく。また通常学級での支援を充実させるために、通級が市内のセンター的機能と役割を果たせるようなシステムを構築していく必要がある。言語通級についても現状の状態を把握し、通級の在り方について検討していく必要がある。

④ 固定学級及び通級の設置に関する考え方の整理と、中学校通級の増設の検討

自閉症教育に対する西東京市としての方向性を検討するとともに、特別支援学級（固定・通級）設置の考え方を整理する必要がある。なお、中学校通級については、生徒数の状況把握、指導の課題を受けての通級活用の方向性を検討し、増設についても検討する必要がある。

⑤ 固定制の特別支援学級開設に向けた準備

⑥ b 作業部会で示された新規開設予定の固定制の特別支援学級については、（仮称）学級開設準備委員会を設置し、円滑な開設に向けて準備を行う必要がある。

なお、固定制の特別支援学級の在り方については、平成 25 年度において引続き検討委員会で方向性を検討していくものとする。

(3) 特別支援教育、個に応じた教育支援、「障害」などに関する理解推進、啓発

- ① 教育委員会としての取組
- ② 教員研修の内容としての取組
- ③ 教育内容での取組

(4) 西東京市教育計画への反映について

検討委員会で確認した、「特別支援教育」や「個のニーズに応じた教育」の考え方を（仮称）西東京市特別支援教育推進計画にまとめ、西東京市教育計画に反映していく必要がある。

(5) 特別支援プロジェクト構想（乳幼児期から教育、就労、生活、老後など人の一生を捉えた連続した支援）の構築に向けて教育委員会として検討する必要がある事項

- ① 就学支援シートの取組の充実
- ② 特別支援教育に関する幼稚園、保育園との連携強化及び支援の充実
- ③ 障害者支援について必要とされる部局横断型の計画策定において、教育委員会が果たす役割の検討

今後はこれまで検討してきた個に応じた教育支援に加え就労支援や移行支援の仕組みを部局横断的に検討する必要がある。

6. おわりに

本報告書では、作業部会での成果をもとに、特別支援教育検討委員会としての今後の方向性を示している。そして、特別支援教育に関する具体的施策につなげることや、検討事項をさらに深めていくため、今後の検討課題として上記（1）～（5）の5項目をあげた。

なお、検討委員会では、平成 25 年度にこれらの検討課題を引続き検討し、具体的な方向性を取りまとめるとともに、「（仮称）西東京市特別支援教育推進計画」を策定する予定である。さらに、本推進計画の具体的な事業計画を次期「西東京市教育計画」に反映していくことが必要となる。

「（仮称）西東京市特別支援教育推進計画」の策定に向けては、本検討委員会の報告に伴ってそれぞれの関連部署でも、積極的な検討を進めることを求める。また、それらの関係部署・学校・地域との連携を強化して検討を進めながら、課題とその具体的施策に取組んでいくことが必要となる。

〈用語解説〉

※1 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（「特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日付文科初第125号）」）

※2 LD（Learning Disabilities）

学習障害のことで、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の物の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その要因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

（文部科学省 平成18年7月：就学指導資料）

※3 ADHD（Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder）

注意欠陥多動性障害のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

（文部科学省 平成18年7月：就学指導資料）

※4 高機能自閉症

一般的に自閉症の中で知的機能の発達の遅れがない場合をいう。広汎性発達障害のうち、個別知能検査でFSIQ70以上のものを言う。

※5 発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

（「発達障害者支援法」）

※6 西東京市第二次総合計画

「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として、21世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりを進めた基本構想・基本計画（平成16年度から平成25年度）に続き、基本構想を市の行政運営の長期的ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していく市の「理想のまち」の実現を目的として策定予定の総合計画のこと。（仮称）西東京市第二次総合計画（平成26年から10年間を計画期間）

※7 西東京市教育計画

平成16年12月策定の「西東京市教育計画（教育プラン21）」に続き、平成21年3月に策定した教育計画。〈計画期間：平成21年度から平成25年度まで〉 約60年ぶりに改正された教育基本法の「公共の精神の尊重」や「学校・家庭・地域等の相互の連携協力」などのほか、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

め、迅速かつ柔軟に対応するため策定された。西東京市における教育行政の最上位計画であり、学校教育と社会教育における基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや、活力ある西東京市の教育を築くことを目的としている。現在、平成 26 年度から平成 30 年度を計画期間とする次期計画の策定作業を進めている。

※8 中央教育審議会

文部科学省に置かれている審議会で、文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えて創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べることを目的とする。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学、スポーツ・青少年の5つの分科会がおかれている。

※9 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約の国連における採択や政府の障害者制度改革の動きにより構築しようとする障害者を包容する教育制度（inclusive education system）のこと。それを受け文部科学省は中央教育審議会において、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとし、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとしている。

※10 就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であり、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する委員会（就学支援委員会等）が設置されている。

※11 共生社会

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。
- ・障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

※12 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。教員の中から、校長が指名する。

※13 統一様式（教育支援ツール）と市教育委員会専門家派遣

個に応じた教育支援を実施していくためには、学校の校内支援はもとより教育委員会やその他の関係機関との連携が必要であり、それらの連携の仕組みを専門家派遣により確立する。また、その連携を行うために開発する道具としての「個別の教育支援計画」などの書式のことを「統一様式（教育支援ツール）」と呼ぶ。

※14 PDCAサイクル

PDCAサイクルは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

※15 特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能であるが、より円滑に集団生活に適應できるよう、対人関係のスキル等に関して一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした在籍校に設置する教室。

※16 アセスメント

行動観察や指導結果など様々な方法により、児童・生徒の障害の成長・発達の段階や技能水準等を把握すること。児童・生徒の障害の特性や障害によって生じる困難さだけでなく、周囲の人や環境を含めた生活を理解することで、今後必要となる支援や将来の行動を予測する材料とするものこと。

※17 教育相談センター

教育相談センターは、教育相談、就学相談、言語相談、スクールカウンセリング、適応指導教室「スキップ教室」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo ルーム」、特別支援教育の巡回指導や専門家派遣など、市内に在住・在学する幼児から高校生年齢の子どもやその家族、市立小中学校教員に対して、心理・発達・教育上の相談・支援を行う機関。臨床心理士や特別支援教育経験者等がこれにあたる。

※18 個別の教育支援計画

連携のための道具（教育支援ツール）として作成する重要な書式。障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠である。

※19 個別指導計画

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することになる。

※20 自閉症・情緒障害のための固定制の特別支援学級

正式には、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という。

※21 特別支援学級

特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級である。都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病虚弱」の固定制の特別支援を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。

都では、通級による指導※を行う教室についても、「学級」として編成を同意し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、都内には、区市町村の一部の小・中学校の中に「難聴」、「弱視」、「言語障害」（小学校のみ）、「情緒障害等」の学級がある。

※22 情緒障害等通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級（通級）の一つ。通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児（選択性かん黙等）、学習障害児、注意欠陥多動性障害児を対象とする。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能）としている。

※23 適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら在籍校に復帰できることを目標に運営している教室である。ここに参加していることは学校への出席として扱われる。西東京市ではスキップ田無教室、スキップ保谷教室の2教室が設置されている。

〈資料集〉

- 1 (資料1) 西東京市特別支援教育検討委員会設置要領
- 2 (資料2) 平成 24 年度西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿
- 3 (資料3) 平成 24 年度西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿
- 4 (資料4) 平成 24 年度特別支援教育検討委員会活動報告
- 5 (資料5) 平成 24 年度特別支援教育検討委員会作業部会活動報告
- 6 (資料6) 一覧表 (A 作業部会検討：教育支援ツール)
- 7 (資料7) 個別の教育支援計画 (A 作業部会検討：教育支援ツール)
- 8 (資料8) 個別指導計画 (A 作業部会検討：教育支援ツール)

西東京市特別支援教育検討委員会設置要領

第1 目的

西東京市における特別支援教育の事業の進捗状況の確認や今後の取組みに関する検討を行うため、西東京市特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は特別支援教育に関する次の事項について、検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育に関する事業の実施状況について
- (2) 特別支援教育に関する今後の施策の考え方について
- (3) その他必要な事項

第3 構成

委員会は、別表の委員をもって構成する。

第4 委員会の委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部特命担当部長をもって充て、副委員長は教育部教育支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 委員会の会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者若しくは職員の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員による作業部会を設置することができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、教育部教育支援課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

別 表 (第 3 関係)

委 員	
教育部特命担当部長	
教育部教育企画課長	
教育部学校運営課長	
教育部教育指導課長	
教育部統括指導主事	
教育部教育支援課長	
西東京市立小学校の校長	
西東京市立中学校の校長	

平成 24 年度西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿

委 員	
1	教育部特命担当部長 櫻井 勉
2	教育部教育企画課長 坂本 眞実
3	教育部学校運営課長 山本 一彦
4	教育部教育指導課長 清水 一臣
5	教育部統括指導主事 内田 辰彦
6	教育部教育支援課長 西谷 しのぶ
7	西東京市立小学校の校長 熊澤 義夫（谷戸第二小学校長）
8	西東京市立中学校の校長 西嶋 剛昭（田無第二中学校長）
9	教育支援コーディネーター 渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭）

特別支援教育検討委員会 作業部会座長	渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭） 通級指導学級「K組」 教育支援コーディネーター 専門家チーム委員
-----------------------	---

平成24年度西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿

- 事務局担当管理職（全作業部会事務取りまとめ）：教育支援課長（西谷しのぶ）・統括指導主事（内田辰彦）
- 作業部会座長（全作業部会に参加）：教育支援コーディネーター（田無第二中学校渡辺圭太郎主幹教諭）

◎担当管理職：教育指導課長・教育支援課長・小中学校長（けやき小学校・青嵐中学校）

（ 清水 一臣 ・ 西谷 しのぶ ・ 種村 明頼 ・ 林 祐司 ）

	区 分	所 属	氏 名
A	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
	教育支援課	特別支援教育係長	河村 修
		特別支援教育係	町田 宏
		教育相談係長	宮崎 洋子
		巡回指導員	牧野 悦子
			岡田 秀子
		就学相談員	今野 すみ子
			植松 忠司
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	小・中特別支援教育	東伏見小学校	宮崎 久守美
コーディネーター	田無第四中学校	海老塚 京子	
情緒通級（小）	保谷第一小学校しらうめ	高橋 拓也	
	（中）	田無第二中学校K組	小野 博史

◎担当管理職：教育企画課長・教育指導課長・専門家チーム委員校長（谷戸小学校・田無第四中学校）

（ 坂本 眞実 ・ 清水 一臣 ・ 屋宮 茂穂 ・ 大野 雅生 ）

	区 分	所 属	氏 名
B	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
	教育企画課	学務係長	中村 幸雄
		学務係	山岡 昇
	教育支援課	特別支援教育係	町田 宏
		教育相談係長	宮崎 洋子
		就学相談員	深澤 美佐子
			藤井 史子
			久保 努
		教育相談員	飯利 知恵子
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	通常の学級	谷戸小学校	栗原 光世
		中学校	—
	固定学級	田無小学校わかば学級	佐藤 真
		田無第一中学校I組	上前 純子
情緒通級（小）	谷戸小学校せせらぎ	齋藤 珠恵	
	（中）	田無第二中学校K組	佐々木 千晶

◎担当管理職：教育企画課長・学校運営課長・小中学校長（中原小学校・保谷中学校）

（ 坂本 眞実 ・ 山本 一彦 ・ 神山 繁樹 ・ 勝見 俊也 ）

	区 分	所 属	氏 名
b	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
	教育企画課	学務係長	中村 幸雄
		学務係	山岡 昇
	学校運営課	施設係	名古屋 勇
	教育支援課	特別支援教育係	町田 宏
		就学相談員	深澤 美佐子
			藤井 史子
			久保 努
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	固定学級	田無小学校わかば学級	佐藤 真
田無第一中学校I組		上前 純子	

平成24年度 特別支援教育検討委員会活動報告

実施回	特別支援教育 検討委員会開催日	内 容
第1回	平成24年5月11日	1 特別支援教育検討委員会の設置目的について 2 作業部会の設置について（座長の指名） 3 検討課題とスケジュールについて （1）西東京市における特別支援教育推進計画検討スケジュール案（中・長期） （2）西東京市立小・中学校における個別支援の流れ （3）特別支援教育に関する現状の課題と分析 他
第2回	平成24年8月29日	1 特別支援教育検討委員会及び作業部会の進捗状況及び予定
第3回	平成24年11月16日	1 特別支援教育検討委員会作業部会の進捗状況及び予定 2 特別支援教育検討委員会中間報告（案）の提示 3 今後の課題について
第4回	平成24年12月14日	1 特別支援教育検討委員会作業部会の進捗状況 2 特別支援教育検討委員会中間報告（案）の整理
第5回	平成25年2月8日	1 特別支援教育検討委員会作業部会の進捗状況 2 特別支援教育検討委員会中間報告（案）の承認
第6回	平成25年4月12日	1 特別支援教育検討委員会作業部会の進捗状況 2 特別支援教育検討委員会平成24年度における検討経過報告書（案）の承認

平成 24 年度特別支援教育検討委員会作業部会活動報告

A のテーマは①統一様式（ツール）と仕組（システム）の検討

②学習支援モデルのプランと実施校の選定

回	開催日時	主な内容	実施場所
第 1 回	平成 24 年 7 月 10 日 (火) 〈14:30~16:00〉	① 校内支援の統一様式(ツール)と仕組(システム)、メニュー (8/24 特別支援教育研修会へ) ② 指導補助員の運用状況報告 (8/29 第 2 回検討委員会へ) 後別途調整会議を予定(細部案を策定)	保谷庁舎 4 階 第 3 会議室
第 2 回	平成 24 年 8 月 28 日 (火) 〈13:30~16:00〉	① 特別支援教育研修会後の統一様式(ツール)の検討 ② 一覧表、支援計画、アセスメントシート、個別指導計画のメニューの決定 ③ メニューの充実を図る	保谷庁舎 4 階 第 3 会議室
第 3 回	平成 24 年 9 月 18 日 (火) 〈14:30~16:00〉	① メニューモデル研究のイメージ ② ユニバーサルデザイン、補充教室、特別支援教室構想について ③ ケース研究報告、典型例の提示(メニュー解説) (10/2 第 3 回検討委員会へ)	保谷庁舎 4 階 第 3 会議室
第 4 回	平成 24 年 11 月 1 日 (木) 〈14:30~16:00〉	① 統一様式(ツール)、仕組(システム)、メニュー共通様式(原案) (11/12 特別支援教育研修会へ) ② 特別支援教室構想について	保谷庁舎 4 階 第 3 会議室
第 5 回	平成 24 年 11 月 13 日 (火) 〈14:30~16:00〉	① 統一様式(ツール)、仕組(システム)の総合提案 ② メニューモデル提起と募集(1/11 校長会議で提示)	別棟 C 会議室
第 6 回	平成 24 年 12 月 18 日 (火) 〈14:30~16:00〉	① 統一様式(ツール)、仕組(システム)(総合提案) メニューモデル提起と募集(1/11 校長会議で提示)(1/21 特別支援教育研修会へ)	別棟 A 会議室
第 7 回	平成 25 年 3 月 12 日 (火) 〈14:30~16:00〉	① 試行について(確認、周知方法) ② 次年度の課題の進め方(マニュアル、解説作成に向けて原案、計画)	保谷庁舎 4 階 第 3 会議室

B のテーマは①学級設置

②自閉症教育・知的障害教育の検討

回	開催日時	主な内容	実施場所
第1回	平成24年7月3日(火) (第1回はbと合同) 〈14:30~16:00〉	① 固定学級の現状と今後の見通し ② 固定学級の現状の問題点 ③ 自閉症・情緒学級の検討について (8/3 第2回検討委員会へ)	保谷庁舎4階 第3会議室
第2回	平成24年8月24日(金) 〈13:00~16:00〉	① 研修(自閉症教育について)	保谷庁舎4階 第3会議室
第3回	平成24年11月27日(火) 〈14:30~16:00〉	① 知的固定級の内容検討 ② 自閉症・情緒学級の検討について (10/4 設置校長会議・10/2 第3回検討委員会へ)	保谷庁舎4階 第3会議室
第4回	平成25年1月22日(火) 〈14:30~16:00〉	① 通級・固定学級の設置について⇒計画策定へ (2/8 第4回検討委員会へ)	保谷庁舎4階 第3会議室
第5回	平成25年2月26日(火) 〈14:30~16:00〉	① 自閉症教育・情緒障害教育・知的障害教育について⇒計画策定へ ② 実態把握、整理の進め方	保谷庁舎4階 第3会議室

b のテーマは①学級設置(短期計画)

回	開催日時	主な内容	実施場所
第1回	平成24年7月3日(火) (第1回はBと合同) 〈14:30~16:00〉	① 固定学級の現状と問題点 ② 固定学級の現状と設置に向けた今後の見通し	保谷庁舎4階 第3会議室
第2回	平成24年7月24日(火) 〈14:30~16:00〉	① 固定学級の今後の検討 ② 設置案の作成(7/13 校長会へ報告、8/29 第3回検討委員会へ)	保谷庁舎4階 第3会議室
第3回	平成24年8月21日(火) 〈14:30~16:00〉	① 設置案の内容精査 (校長会からの意見まとめ)	保谷庁舎4階 第3会議室
第4回	平成24年9月25日(火) 〈14:30~16:00〉	① 設置に関する内容調整(H25年度予算に向けて) (10/4 設置校校長会で確定、10/19 校長会へ報告)	保谷庁舎4階 第3会議室

一覧表 事例集

2013年度 コーディネーター 西東京子

氏名	学習面	社会性、行動面	心理面(不登校含)	その他	進行管理
2 東 B介 小2 1組 田無太郎 指導計画有					
3 田 D男 小6 2組 保谷里子 指導計画有					
4 無E介 小6 3組 北次郎					
5 谷G男 小2 2組 住吉三郎 指導計画有					
6 京C夫 小2 3組 北原京子 指導計画有					
7 保F史 小6 2組 西原良助 指導計画有					
8 西A男 小3 3組 富士真子 指導計画有					

900□□ 0 小2 1組 担任: ○○△△

対応プランメニュー

学習面

社会性、行動面

心理面

その他

A アセスメント

- 11.学力の状況把握
- 12.行動面の状況の把握
- 13.生活状況の把握(保護者面談)
- 14.心理アセスメント
- 15.ケース会議(専門家、巡回指導、通級)★

★は教育支援課へ
☆はそれぞれの機関へ
連絡してください。

E 校内支援体制による教育支援

- 指導上の配慮**
- 21.学習面での配慮
- 22.生活面での配慮
- 23.指導補助員★
- 24.介助員☆
- 25.独自個別補助体制
- 取り出しでの配慮**
- 31.補充学習、取り出し
- 32.担任等の個別相談
- 33.生活面での個別指導
- 34.生活指導
- 35.保健室相談
- 36.SC対応
- 37.進路指導
- 38.離機応変の対応
- 保護者との連携**
- 39.保護者との連携

R 外部機関との連携

- 教育課程の調整**
- 41.通級利用中☆
- 42.通級利用検討★
- 43.就学に関する検討★
- 市教委教育機関**
- 51.スキップ教室等★
- 52.日本語通訳教室☆
- 心理課題への対応**
- 61.市教育相談★
- 62.保護者の相談★
- 71.医療機関連携☆
- その他**
- 81.子ども家庭支援センター「のどか」☆
- 82.児童相談所☆
- 83.民生児童委員☆
- 84.子育て支援課☆
- 85.福祉事務所☆
- 86.警察☆
- 87.保健所☆
- 88.教育指導課(指導主事)☆
- 89.その他

具体的支援策

期間

まとめ

11 学力の状況の把握		
21 学習面での配慮		
支援の概要		

支援機関名

担当者名

連絡先

主な支援内容

学校外での支援				
保護者相談の記録	【初期】			
	【中間】			
	【まとめ】			

個別指導計画

事例集
2013年度コーディネーター
西東京子作成日 2013/03/25
最終更新日 2013/03/25

900 □□ 小2 1組 担任: ○○△△

【前年度からの引き継ぎ事項】

学習面

社会性、行動面

心理面

その他

【要因として考えられること】

【基本方針とその理由】

【指導に活かせる情報】

長期目標

具体的な校内支援

11 学力の状況の把握

場面	担当者	期間	内容	評価	引き継ぎ事項

21 学習面での配慮

場面	担当者	期間	内容	評価	引き継ぎ事項

場面	担当者	期間	内容	評価	引き継ぎ事項

場面	担当者	期間	内容	評価	引き継ぎ事項